

県民意見の募集（パブリックコメント）の結果について

◎ 募集期間：令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで

◎ 意見総数：7件（3名）

① 条例の内容に関するご意見

No.	項目	ご意見の概要	調査会の考え方（案）
1	前文及び目的	<p>○ 条例の目的である木材利用の推進は、循環型社会の構築形成や、森林の多面的機能の持続的発揮に大きく寄与するものであることから、前文及び目的等の項目にこれらに関する文言を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>・ 「循環型社会の構築形成」に関しては、第1条（目的）において「森林資源の循環利用の確立」を規定しており、「伐って、使って、植える」という森林経営サイクルの構築を目指してまいりたい。</p> <p>・ 「森林の多面的機能の発揮」に関しては、既存の「長野県ふるさとの森林づくり条例」において規定がある。 本条例の主旨は県産材の利用の促進にあり、森林の整備及び保全を主旨とする「長野県ふるさとの森林づくり条例」とのすみ分けの観点から、本条例に盛り込む必要性が乏しいものと考えます。</p> <p>○ 「長野県ふるさとの森林づくり条例」抜粋（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (2) 森林の多面的な機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう。 （基本方針） 第4条 前条に定める基本理念に基づいて行われる森林づくりの基本方針は、次のとおりとする。 (1) 森林の多面的な機能が十分発揮できるよう適切に整備し、及び保全すること。</p>
2	基本理念	<p>○ 「木材の流通における川上から川中、川下まで」とあるが、川上、川中、川下に、それぞれ、どのような産業（あるいは事業者）が当たるのか、何らかの形で分かりやすく明らかにしていただきたい。</p>	<p>・ 川上は森林所有者及び林業事業者、川中は木材産業事業者、川下は建築関係事業者及び土木関係事業者等を想定している。 ・ 条例の制定に併せて内容を補足する条例の概要を作成するなど、分かりやすく整理したい。</p>
3	責務・役割	<p>○ 「市町村の役割」が規定されているが、以下の点から、伝統的工芸品の条例や少子化対策の条例のように、「市町村との連携等」の規定としていただきたい。 ・ 後述の基本的施策では、県は、市町村の公共建築物や公共土木施設について支援したり、必要な施策を講じたりする内容となっていること。 ・ 市町村側の努める内容を県側が書くのは好ましくないこと。</p>	<p>・ ご意見を踏まえ、第5条の見出しを「市町村との連携等」とし、規定についても県を主語とする内容に見直した。</p>

①条例の内容に関するご意見（続き）

No.	項目	ご意見の概要	調査会の考え方（案）
4	基本的施策 「県による県産材の率先利用」	○より具現性を高めるため、下記のとおり修正してはどうか。 「県は、県が整備する公共建築物については、木造とすることが適当でない建築物等又は困難であると認められる以外の建築物等については、原則として県産材を使用し、木造化または木質化を行うものとする。また、県が整備する公共土木施設等の整備に当たっては、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない。」	・第14条（県による県産材の率先利用）は、建築分野における新築、増築、改築や、土木分野における新設、増設、改修等の様々な場面において、幅広く県産材の率先利用を進める趣旨を表す汎用性のある条文を検討し、規定したもの。 ・ご意見の趣旨である公共建築物の木造化等に関する具体的な取扱いについては、第13条に基づく基本方針等において整理すべきものとする。
5	基本的施策 「普及啓発」	○林業の将来を担う子どもたちへの学習の必要性等を考慮し、木育の規定に関して、「子どもたちをはじめ広く県民を対象とした」と追加してはどうか。	・ご意見を踏まえ、第22条（普及啓発）の冒頭を、「子どもたちをはじめ、広く県民の県産材の利用に対する理解を深めるため、」とした。

②施策に関するご意見

No.	項目	ご意見の概要	調査会の考え方（案）
6	基本的施策 その他	○県産材の利用促進に関し、特に優れた取り組みを行ったものに対して顕彰制度を創設することが重要と考えることから、「顕彰制度」を盛り込むではどうか。	・県産材の利用の促進に関する具体的な施策についてのご意見であり、第13条に基づく基本方針に盛り込むなど制度化について検討するよう、所管部局に申し伝えたい。
7	基本的施策 その他	○自生種の森の再生、緑化が求められる今、長野県の森や林を構成する樹木の種子が流通しておらず、土木工事で在来種の森林種子が入手できないことが課題になっている。 アカマツ・シラカバなどの種を採取し、保存して、種子バンクを作り、崩落現場や法面、碎石場跡などに吹き付ける工法や育苗に使用することを検討すべきではないか。	・森林資源の活用及び種苗生産に係る施策についてのご意見として、所管部局に申し伝えたい。